

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の概要

健康福祉部障害者福祉推進課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則について、支給認定申請書等の様式の押印欄を廃止するなどの改正を行いました。

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定申請等及び医師が作成する診断書の様式等について定めている規則です。

2 改正内容

標記規則で定めている以下の様式について、「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に照らして押印の要否について検討を行ったところ、いずれもこれまでの取扱いにおいて登記印・登録印の押印は求めておらず、また、同通知の3（3）ウで例示されている検討継続の種類のいずれにも該当しないことから、これらの様式の押印欄を廃止しました。

- （1）自立支援医療費支給認定申請書（精神通院）（新規・再認定・変更）（別記第1号様式）
- （2）自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）（別記第3号様式）
- （3）自立支援医療受給者証（精神通院）再交付申請書（別記第4号様式）

なお、診断書（精神通院医療用）（第2号様式）は上記類型のうち「本人以外の第三者が作成する文書を求める手続」に該当することから、今回は改正しません。

3 施行期日

令和5年4月1日